

平成 22 年 4 月 2 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正案の公表

### コメントの募集

企業会計基準委員会は、平成 21 年 12 月 4 日に企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針第 24 号」という。）また、企業会計基準第 24 号と適用指針第 24 号を合わせて、以下「企業会計基準第 24 号等」という。）が公表されたことに伴い、当委員会がこれまで公表した企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告について、所要の改正を行うための審議を重ねてまいりました。

今般、平成 22 年 3 月 25 日の第 198 回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- ・ 企業会計基準公開草案第 41 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案第 41 号」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第 42 号（企業会計基準第 17 号の改正案）「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案第 42 号」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 37 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案第 37 号」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 22 年 5 月 31 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：retoro\_shihanki\_2010\_asbjed@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

また、コメントをお寄せ頂くにあたっては、いずれの会計基準案等に関するものかについても明示して頂きますようお願い申し上げます。

### **■ 会計基準案第 41 号及び適用指針案第 37 号**

#### **➤ 会計方針の変更（会計基準案第 41 号第 10-2 項及び第 21-2 項）**

会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の年度及び四半期会計期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。

#### **➤ 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合（会計基準案第 41 号第 10-3 項及び第 21-3 項）**

遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。

ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項 (2)）は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。当年度の期首時点においても新たな会計方針を適用することができない場合は、翌年度の期首時点で会計方針の変更を行い、当該期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。

#### **➤ 過去の誤謬の訂正（会計基準案第 41 号第 16-2 項及び第 22-2 項）**

過去の財務諸表及び四半期財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。

#### **➤ 表示方法の変更（会計基準案第 41 号第 18-2 項及び第 24-2 項）**

四半期財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。

#### **➤ 注記事項（会計基準案第 41 号第 19 項、第 25 項及び適用指針案第 37 号第 36 項）**

会計方針の変更等を行った場合には、次の事項を注記する。

- ・ 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間

以後において、その内容、その理由及び影響額<sup>1</sup>

- ・ 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額
- ・ 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額
- ・ 四半期財務諸表の表示方法を変更した場合には、その内容
- ・ 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額

➤ **1株当たり情報（適用指針案第37号第51-2項から第53項及び第55-2項から第57項）**

企業会計基準公開草案第40号（企業会計基準第2号の改正案）「1株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第36号（企業会計基準適用指針第4号の改正案）「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」の公表に伴い、会計方針の変更及び過去の誤謬の訂正が行われた場合、並びに株式併合又は株式分割が行われた場合の四半期財務諸表における1株当たり情報の取扱いについても、年度と同様の改正を行う。

➤ **適用時期（会計基準案第41号第28-X項及び適用指針案第37号第81-X項）**

企業会計基準第24号と同様とする。ただし、株式併合又は株式分割が行われた場合の1株当たり情報の算定に関連した適用指針案第37号第52項、第53項、第56項及び第57項の適用時期は、平成XX年XX月に改正された企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」の適用時期と同様とする。

■ **会計基準案第42号**

➤ **事業セグメントの量的な重要性の変化により、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合の取扱い（会計基準案第42号第16項）**

量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示しなければならない。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響を開示することができる。

➤ **適用時期（会計基準案第42号第39-2項）**

企業会計基準第24号と同様とする。

以 上

---

<sup>1</sup> 第2四半期以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合を含む。）には、当該記載に加え、第2四半期以降に変更した理由を注記する。

**【参考資料】第2四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行う場合の四半期における取扱い**

1. 前提条件

当期の第3四半期に自発的に重要な会計方針を変更（A→B）した場合

	前期 (X0年)				当期 (X1年)				翌期 (X2年)			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
現行	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	B
遡及適用 した場合	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B

(注) A、Bは会計処理方法を示す。

Q1、Q2、Q3、Q4は、第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期を示す。

2. 現行の四半期会計基準等による影響額の注記

	注記する影響額
当期（Q3での開示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・累計情報（Q1+Q2+Q3）をAで行った場合の影響額</li> <li>・累計情報（Q1+Q2）をBで行った場合の影響額</li> </ul>
当期（年度F/S）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当期をAで行った場合の影響額</li> <li>・累計情報（Q1+Q2）をBで行った場合の影響額(*)</li> </ul>
翌期（Q1での開示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期（X1年）Q1をBで行った場合の影響額</li> </ul>
翌期（Q2での開示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期（X1年）Q2をBで行った場合の影響額</li> <li>・累計情報（前期（X1年）Q1+前期（X1年）Q2）をBで行った場合の影響額</li> </ul>

(\*) 首尾一貫性の観点から、中間と同様、(Q1+Q2)をBで行った場合の影響額の記載も求められることが考えられる。

3. 本公開草案により遡及適用した場合の開示

<遡及適用して開示する財務諸表>

	Bにより遡及適用して開示する財務諸表
当期 (Q3 での開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期 (X0 年) Q3 の P/L</li> <li>・前期 (X0 年) 累計情報 (Q1+Q2+Q3) の P/L、C/F</li> <li>・前年度末 (X0 年度末) 要約 B/S</li> </ul>
当期 (年度 F/S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期 (X0 年) の B/S、P/L、C/F、株主資本等変動計算書</li> </ul>
翌期 (Q1 での開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期 (X1 年) Q1 の P/L、C/F</li> </ul>
翌期 (Q2 での開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期 (X1 年) Q2 の P/L</li> <li>・前期 (X1 年) 累計情報 (Q1+Q2) の P/L、C/F</li> </ul>

<影響額の記載>

	注記する影響額
当期 (Q3 での開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期 (X0 年) 累計情報 (Q1+Q2+Q3) を Bにより遡及適用した場合の影響額 (税金等調整前四半期純損益、その他重要な項目(*1))</li> </ul>
当期 (年度 F/S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期 (X0 年) を Bにより遡及適用した場合の財務諸表の主な表示科目及び1株当たり情報に対する影響額</li> <li>・前期首の純資産の額に反映された、それより前の期間に関する遡及適用の累積的影響額</li> </ul>
翌期 (Q1 での開示)	—(*2)
翌期 (Q2 での開示)	—(*2)

(\*1) 四半期においては、株主資本等変動計算書を開示しないため、前年度の期首の純資産に反映された、遡及適用による累積的影響額を注記することが考えられる。

(\*2) 遡及適用により翌期 (X2 年) に開示される X1 年の四半期財務諸表と、当期 (X1 年) に開示した四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる旨を記載する。